

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

- 1 . 日 時 平成 2 1 年 6 月 2 2 日 (月 曜 日)
午前 9 時 3 0 分 ~ 午前 1 0 時 4 1 分
- 2 . 場 所 委 員 会 室
- 3 . 出席委員 大 中 宏 委 員 長 柴 崎 秀 一 郎 副 委 員 長
荒 山 光 広 委 員 布 施 文 子 委 員
佐 々 木 隆 義 委 員 村 上 健 二 委 員
原 田 茂 委 員 山 本 昌 二 委 員
三 好 睦 子 委 員 岡 山 隆 委 員
秋 山 哲 朗 議 長 河 村 淳 副 議 長
- 4 . 欠席委員 な し
- 5 . 出席した事務局職員
重 村 暢 之 局 長 岩 崎 敏 行 係 長
佐 伯 瑞 絵 係 長
- 6 . 説明のため出席した者の職氏名

午前9時30分開会

委員長（大中 宏君） どなたもおはようございます。大変恵みの雨が降りまして皆さんほっとしておられるのではないかと思います。大変お忙しい中誠に申し訳ございませんが、議会運営委員会を開催いたしますのでよろしくご協力の程お願いいたします。それでは審査事項に入りますので、議長さん何かございましたら。

議長（秋山哲朗君） ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（大中 宏君） それでは早速審査事項に入らせていただきたいと思います。きょうの協議事項につきましてはお手元に示しております。今まで懸案になっております3件が主な議題となります。この中ではほとんどが結論見えたものもあると思いますけど議長さんのほうから諮問受けております12月を目途にと言うことですが、だいたいきょうでも結論が出れば早いほうがいいのではないかと言う風に思いますのでよろしくご協力の程お願いいたします。

それでは1の議員の定数についてですけど前回の定例会でも委員長報告して申し上げておりますが、だいたい20から18人なるんじゃないかと言うふうなことで皆さん方の了解を得てますけどできればどちらかに絞った形で今日決めることができると言うふうに思いますのでどなたからでも結構ですけどこれに対するご意見がございましたらお願いいたします。（発言する者あり）

ほとんど18の意見多かったです。下松も今回18という線を出したと言うことで下松市議会でもそれぐらいの考え方持つてると言うことになるのと美祢市としても20の意見も若干合ったんですけど、皆様方この18ということにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大中 宏君） それでは1の項については18で決定させていただきま。それから2の項ですけどこれがなかなか全廃するかあるいは旅費として支給をするかということでなかなか意見が分かれておりますのでこの点について皆さん方のご意見をお願いいたします。廃止と言うことと旅費とどちらかと言うことですが、これは会派でかなり意見が分かれてますけど。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 私ははじめ交通費は出てもいいんじゃないかと思っておりましたが、やはりすっきりと廃止のほうがいいのではないかと思います。

委員長（大中 宏君） はいわかりました。

委員（三好睦子君） 議員定数は元に戻って悪いんですけど決めると言われたけど本議会で決めることではないですか。

委員長（大中 宏君） ここは議会運営委員会としてどういうふうにするかというのを話し合うだけで最終的には本会議で今度決定をするということになりますので、そこで可決されなければだめですから。

委員（三好睦子君） 2番に戻りますけど地域的に旅費がいいのではないかと思ったんですが、財政面からも見てやはり遠いところはちょっとどうかなと思いましたが、今の財政面とかいろんな面を見たときにすっきり廃止したほうがいいと思います。

委員長（大中 宏君） はい、わかりました。他にご意見ございませんか。はい、山本委員。

委員（山本昌二君） 費用弁償の日当は必要ありませんが、やっぱり車馬賃ですね、車馬賃これはやはり遠い人もありますんで、これは出すべきであろう。というのは職員の通勤旅費これはどうなっておりますか。通勤旅費もゼロであれば議会も応じんにゃいけんけれども車馬賃が出ておれば職員に対する分については車馬賃ぐらいは出すべきであろうと私は思います。

委員長（大中 宏君） これは職員については職員の旅費規程がありますので、前回皆さん方に資料はお配りしてるとは思いますけど、条例でそういう形がうたっておりますが。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 確認ですけど議員と職員の条例は違うと言われましたよね。議員の交通費がなくなるから職員の交通費もなくなるという訳ではというのを確認しておりますがどうなんでしょう。

委員長（大中 宏君） その通りです。全然別です。議員に出す場合は旅費規程は職員のほうに準ずるという形です。議員のほうにそれ準ずるという形ですから。議員のほうに職員が準ずるじゃないんですね。ですからそれは別に問題ありません。ほかにご意見ございませんか。はい、副議長。

副議長（河村 淳君） これはだいぶん協議もしちよるとおもうんじゃが。これは出るでんは別じゃけど、今の通勤手当ちゅうのが職員がでよるんじゃ、あれは距離でいっちょると思う、何キロ以上はなんぼとか、その辺は議員も何キロから出すと

いうことは今からきめんにゃならんからしらんが、何でも遠いところが毎日に出るそと二日にいっぺん出るそと相当の油賃がくうよ。この辺については何らかの方法とったらええんじゃないかちゅうのを前に私は提案した記憶があるそれは誰もがええということならそれ、そういうことを前に言うたことがある。以上。

委員長（大中 宏君） ほかにご意見はございませんか。前回の話し合いの結果、半々です。前回は。実費と廃止とのちょうど半々になってます。ここで採決するわけにはいけません。（発言する者あり）これははっきり言えませんが、他市も出してるところも出してないところもあるということ。（発言する者あり）

それと視察に行ったところで合併したところの旅費に対する話もされまいたいね。それも一つの参考になるんじゃないかと言うふうに思いますけど。日当として出すことには反対というのははっきりしてますけど交通費として出すか出さないか、今三好委員のほうからははっきり出さないでゼロにしようと言うことで、山本委員からは旅費として支給してほしいと。皆さん方ほかにご意見（発言する者あり）旅費として出すか出さないかというのを（発言する者あり）最終的に決定はどうしても本会議になりますので、副議長は旅費（発言する者あり）職員としてはキロ当たり37円という一応基準はあります。（発言する者あり）今隣の長門は37円という数字を出してますよね。（発言する者あり）はい、だからこれ何キロ未満はなしで何キロから何キロまではなんぼというふうな形、最高50キロなら50キロで打ち切りとか言うような形ですいいね。だから普通2キロ未満は支給しないというのが多いですね。だから2キロ単位で何百何十円、何百何十円という決め方をしているところが、出すところはそういう形ですね。職員もだいたい同じですね。（発言する者あり）全員協議会とか会派代表者会議とか広報委員会とか言うのは美祢市はそういうふうな形で決めてるけど。（発言する者あり）はい、岡山委員。

委員（岡山 隆） 公明党としては、会期中以外の議員公務の応召したときの費用弁償としてのこの2,600円は廃止したほうがいいだろうと皆さんもそういう考えであると思ってます。それからあと費用弁償条例の中に車賃1キロメートルでだいたい37円ということを目安として設けておきたいです。今秋山議長から言われましたけれども基本的に今いろいろ議員に対する報酬に関してなかなか市民の皆さん全国的に厳しい視線で見られておるということでそれで今回も費用弁償2,600円ももう廃止という方向で、併せて車の37円についても市民の皆さんの側

から見てもその辺も権利としては私はあると思っておりますけれどもこれについても市民の目線から見てこれも併せて廃止してすっきりして行ったほうがかえって議会側も一生懸命100年に一度といわれる経済危機の中によって議員も一生懸命削減に対してやってるという形が私にご理解できるんじゃないかとそのように見ておりますので一応この件に関しても一応廃していったほうがいいと思っております。

委員長（大中 宏君） はい、副議長。

副議長（河村 淳君） 廃止なら廃止でもいいんじゃないが、要はねこれが結局公務に出勤しちよると言うことになると身分保障が当然なけんにゃ事故は起きたなんかあったときに通勤手当ももろちょらんやった日当もろちょらんやったという時にどういう扱いになるかちゅうことこの辺が一番大事になってくる。通勤してくる途中において何らかのトラブルとか事故があったときにどういうことになるか、保証ができるものか、その辺が通勤手当等が出ちよるとか当然なる。日当はのけてもそういうふうな交通費をもろちょると言うことは事実の証明になるんじゃないけどそこところをようはっきりしちよかんと、公務中に出てきた事故やった自分持ちそんな馬鹿なことはありゃへん公務災害当然出るじゃからその辺を要考えちよかんにゃ。

委員長（大中 宏君） この点は前回は質問がありまして資料を調べた結果、旅費日当が出る出ないは関係ありません。公務に応召した場合はと言うんですから自分がかってに出勤したりなんかした場合は当然出ませんけど（発言する者あり）これははっきりいってありますんで（発言する者あり）これは公務災害とかいうふうに規定されてますのでこれは問題ありません。どこまでも公務に応召した場合はから。出張はまた別です。（発言する者あり）出張は出張で規程は別にあります。はっきり書いてあります。県内、県外、交通費、宿泊費それぞれ全部決められてありますので（発言する者あり）ほかにございませんか。副委員長。

副委員長（柴崎修一郎君） だいたい皆さんの意見も出たようですので、今の決ここで決めたほうがいいと思いますので、まいたび同じような意見が出てますのでここで決めて。

委員長（大中 宏君） 純政会の村上委員純政会の（発言する者あり）どっちでもええじゃ困りますので。布施委員。

委員（布施文子君） 会派の代表としての意見じゃないんですけども、議員が1箇月に例えば20日なら20日、25日なら25日、出勤するという案もあると思ひ

ますよね、そしてきちっとした費用弁償も受け取ると言う考え方もあると思うんですが、そういうことは今までの過去のあれではなかったわけですね。（発言する者あり）決を採る前にもう少しそういう議員としての役割というか、本当はここに出てきてないけど地域では議員活動してる場合もありますし、見えないものがたくさんあるんです土日なんかいろいろな行事があれば参加してるんですから、そういうようなことを詰めていってそして議員が本当に費用弁償あるいは旅費として受け取る資格があるということをもちょっと詰めて決定したらどうかなと思います。私は切るものは切ってもいいというふうに個人的には考えています。なしで結構。議会が交付されてるといようなそういう住民意識があるというところから考えても全部全てきれいにまず切ると言うそれでもよいと思いますが、その前に議員がどのくらい本当に目に見えないところで活動してるかということは把握をして市民も知っておかれる必要があるというふうに思います。

委員長（大中 宏君） 大変貴重なご意見です。議員として当然なすべき義務でもありますよね。はい、山本委員。

委員（山本昌二君） 私もこの前も車馬賃の件にいましたが、やはり合併前の秋芳・美東と美祢市のいわゆる条例のなかで非常勤職員に対する旅費の規程というのが若干のずれがあるんですよ、それで美東・秋芳は車馬賃の云々が出ておるわけですけども美祢市は車馬賃はなされてないというのはお聞きしておりますけど、やはりこれについてやはり費用弁償と言いますか、報酬を下げて私はいいいと思います。その代わり車馬賃は車代として油代は出すべきで報酬を20万円に下げてもいいとそれぐらいのを持ってやるぐらいの費用弁償の確保というのはやっておかんや人事院勧告で認められておるしあれされておりますので、その辺ぐらいまで結論を出す必要はないと思います。報酬を下げるかさげんか、下げてでも車馬賃は出すべきであるところこれが河村副議長が言われましたようにもしか云々があった時のことも関係してくるかもわかりませんがそのぐらいの気持ちは描くべきだろうと私は思います。以上。

委員長（大中 宏君） ちょっと報酬の問題まで出されるとややこしくなりますし今5%カットというのを実施してますんで、それはあとに別の機会で協議することにして、今の分については旅費日当だけに絞って考えていただきたいと思います。あまり幅広くするとだんだんだんだん話が広がって結論出しにくくなります

ので。はい、山本委員。

委員（山本昌二君） 予算が非常にあるいは地域の補助金がカットされてくるということになればやはり報酬ももう一度考えても委員じゃないですか。皆んで、そのぐらいの気力ぐらい持ってやるべきじゃないかと思います。私は、住民の皆さんもあちこち言っておるのにおおごの方が今もって言われます。おまえらはおまえらはと言われます、特に言われます。それぐらいの気力を持って検討されてもいいんじゃないかと思います。以上。

副議長（河村 淳君） 何回も言ってもしょうがないんじやが、要は報酬がどうかこうとかでたけど報酬は関係ないが、報酬というのは給料じゃないじやから、あくまでもこれは議員の活動費、じゃからさっきからでちよるけど、あくまでもこれは活動費からそれこそ県庁に行こうが、どこの市役所行っている研究してこうがなんやかんやするのが報酬の中に含まれちよるじやから旅費じゃない。そら当然えんじやけど、要は祭日の土曜日曜日やら出ることが多いね私らは個人的なことをゆうちゃいけんけど、協議会とか何とか大会とか年間相当出る1年間通してみてもわかったけどそれに対してまあ油賃ぐらいあったらええのとこれは自分の思いがあったかもわからんが、そりゃその職になったらしょうがないわということですよ。じゃからそのところは別になったものは仕方なしにそういうふうにするといやそれまで。普通考えた場合は油賃ぐらい出ても一つも悪いことはないのと言うのがこちらの考えやけどでんならでんでもいいよ、どうちゅうことはない身分が事故があったときにや保証があるもんなら問題なこれは、と私は思う。

委員長（大中 宏君） はい、原田委員。

委員（原田 茂君） 定数のことは議運で18人ということで決まったんですが、費用弁償の件についてはもう一遍会派でも確認をしてそれからもう一度確認をさせていただくといいんですがね、議運で採決して数の多い方がどうかこうとかそういう問題じゃないと思いますよ。この件については定数は仕方ないにしても費用弁償のことはちょっともう一遍再確認して、また全協でも図ってもらいたいんですがね。それから決められたらどうですか。きょう決めんにゃいいんですか。

委員長（大中 宏君） ほとんど議論は出尽くしていますので、きょう結論が出るんじゃないかと（発言する者あり）今まで言われたのも前の時と全く同じ意見です。（発言する者あり）それから全協に出してもやはり議運としてどういう結論を

出したかということをつたき台として出さんと両方とも併記で出しても全協でなかなか決めにくいと思います。やはり全協でも同じ形になると思います。ですからある程度ははっきりした線を出していったほうがいいんじゃないかと。はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） 議運でたびたび費用弁償、報酬等についても審査されてますけども今言われるように話があっち行ったりこっち行ったりして、できれば委員長サイドで今までの話を纏められて具体的にその案を紙にしてこういうパターンがあります、こういうパターンがあります、こういうパターンがありますと言う形で資料として纏められたらどうですかね。例えば費用弁償についてもよそでは開会中の本会議でもいくらか出すというところもあるようですし、美祿で言う費用弁償、閉会中の公務に応召したときのことだろうと思うんですけどもその辺の出すのであればどういう場合に出す廃止するのであればここまで廃止をする旅費についてもやるのであれば長門のような形でやるのか、廃止するのなら廃止するのか、その辺のペーパーで今まで出たものを整理をされて次の議運でもいいんですけどでないとなかなか話が行ったり来たりして進まんのじゃないかと思うんですけど。

委員長（大中 宏君） 今荒山委員からいい話、意見が出ましたけど（発言する者あり）この件について事務局長、年間どのくらいの予算、旅費日当の年間どのくらい。（発言する者あり）ちょっと事務局調べに行ってますので、ちょっとここで10分間程休憩いたしましょう。

午前 9時59分休憩

午前10時15分再開

委員長（大中 宏君） 全員お揃いになりましたので、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。さきほど宿題になっておりました、旅費日当の総額について事務局長より報告させますのでよろしく申し上げます。はい、局長。

議会事務局長（重村暢之君） 先程の御質問につきまして、回答いたします。平成20年度におきまして、予算現額が81万2,000円でございます。実際に使用している金額が46万0,200円でございます。ちなみに平成21年度の予算額につきましては、60万7,000円でございます。以上でございます。

副委員長（柴崎修一郎君） 費用弁償だけ。3番目のは関係ないわけいね。

委員長（大中 宏君） このまま平行線をたどってもあれですから、もう1回、じゃあ会派にかえってきちんと協議していただいて再度次回の議運でできればもう結論出したいともう思うんですけど。その時に先程言われました荒山委員から今までの経過等についての参考資料を出せば出すということで2の項はよろしゅうございますか。他にご意見ございませんか。無いようでしたら2の項はそれで打ち切らせていただきたいと思いますけど。それでは引き続き3の項に入らせていただきます。これは、議長からも3の項については、前からもいろいろとお話されてこられますけど、現在就任している委員会については、このまま執行部の関係もありいろんな業務遂行ためにも支障をきたす恐れがあるのでこのままいきたいと。ほとんどの審議会が法定に定められた分についての就任は、これはもう決められておりますので、これには従うけど、それ以外については極力就任しないと。どうしても就任が必要ということで、執行部のほうから要請があった場合には、又協議をして就任するかどうかを決めると。それからその際の報酬については、他の一般の委員との関係もあるので、これはやむを得ないのではないかと。またこれは、いわゆる議員とは別の活動といわゆる例えば1つの例をとれば、学識経験者といいますかそういうふうな代表という形で出るということで、議員の代表としてこの委員会につくというのは、先程言いましたように法定で定められているだけのもので、それ以外のものについては、議員以外の立場として出るという形のもので、先程言いましたように報酬については、当然他の委員と同じように取り扱いをしてもいいんじゃないかというふうな話もあります。議員の立場上、これは絶対に受けるべきじゃないゼロにすべきじゃないかというふうな話もあります。この報酬については、はっきりしてないんですけど。一応就任については、先程言いましたように当面はこのまま行って、それぞれ委員の中には2年3年とそれぞれ規定がありますので、それ終了後はもうそれには就かないと。これは県下でも、ほとんどの市議会がそういうふうな形をとってますんで、この委員会就任は別に問題ないと思いますよね。議長さん。議長さん何か。議長さんのほうから。これに対して議長さんのほうから、何かございません。県下の状況なりは、資料ちゃんと配られております。委員会の就任にするについては問題ないと思いますけど。この出た場合の報酬ですね、今実際のそれぞれの委員会について、大体5,000ぐらいですよ。若干委員会によって報酬が違う場合もありますけど、大体5,000ぐらいです。これについて、一

般の法定外の場合ですよ、これに出た場合のいわゆる報酬を手当を5,000円をみんなと同じ形で受け取るか受け取らないか。これについての皆さん方のご意見をお伺いしたいと思いますけど。

副委員長（柴崎修一郎君） 仮に市議会議員だけ報酬をいりませんということになった場合できるわけそれは。一般の人もゼロになるわけ。

委員長（大中 宏君） 一般の人は出ます。

副委員長（柴崎修一郎君） 議員はゼロでいいです。そういうあれができるわけ。

委員長（大中 宏君） ちょっと事務局長。

副委員長（柴崎修一郎君） 条例変えりゃできるわけ。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） 執行部の付属機関に関する議員活動は、議員活動の一部であるので、重複していると考えられるべきであると、法令の定めるところによりとどめるべきであり民主的な地方制度に反する取組になるので、やむを得ず就任した場合は逆に役員には就かないと、いうことがいろいろとありますね。これについて報酬のことは、だいたいほとんど書いてないですね。

委員（原田 茂君） 議員が兼職となる委員の報酬って書いてあるけどこれは、前回の話では、任期があるけど一応次からは、議員は入るまあと。このあれは、今現在の報酬を云々と言うこと。今、いろいろ審議会出て委員として出ちょうらあねえ。その報酬を。

委員長（大中 宏君） いえ、次からです。

委員（原田 茂君） 任期か2年か3年あるから、その以降を。委員の報酬関係ないでしょ。

委員長（大中 宏君） いや、あの先ほど言いましたように執行部からどうしても就任ほしい旨の要請があった場合にこれつく場合がありますよね。はい、議長さん。

議長（秋山哲朗君） あの、いつですかね。昨年の7月14日の調査表、県下12市の調査表の中に書いてあると思うんですよね。法令の定める審議会のみ参加しておるというのが、萩市と下松と岩国と長門の4市なんですよ。あとの8市についてはですね、参画してるんですよね。それもその必要であるならばということなんです。一回村上議員が言われた環境審議会、出た方がいいんじゃないかというのは、これは必要と認めたところ、必要なところをですね、議員として僕も出るべ

きじゃないかなというふうに思います。そうした中での報酬の取り決めをどうするかということじゃないかと思うんです。法令で定める審議会のみ参加するか、せんかですよね。むしろ必要な審議会には堂々と出て行って意見を言うべきじゃないかなという気はしております。

委員長（大中 宏君） この件については、全国的にもですね、ちょっと問題があるというので全国の議会事務局でしたか、なんか、そこから一応文書的なものが出てます。これには、いわゆる報酬の支給方法と異なっていることを明確にするために、今の条項からですね報酬についての規定を分離して考える必要があるんじゃないかというのが出てますし、これについて一応そういうことは9月定例会で実際に可決されております。1年も前の話ですけど、そういう文書も来てますので全国的にこの件については問題になっているようです。だから基本的には、議長から言われましたように就任は、やむを得ずという場合も出てきますので、その場合の報酬について考えを統一しておったほうがいいんじゃないかというふうに思います。はい、岡山議員

委員（岡山 隆君） 議員が兼職となる委員会、今確か美祢市じゃあ議長も言われましたけど、環境審議会含めて27ぐらいあったんじゃないかと思っています。その中で私も環境審議会の一員になっておりますけど、非常にですね私は、皆さんの市民の感覚でこの環境審議会、いろんなテーマがあがってきています。私もいろんな角度からですね、様々な問題、出て行くことが非常に大事なテーマがたくさんあるなあと。その中で市民の目線でどういったかたちが一番ええ方法であるかとちゅうことで常に審議させていただいております。そういう中で議員も27の委員会に出ておりますけども、私は、まだ調査中かもわからんけれどもこの報酬に関して1回出たら5,000円とか報酬がありますけど、これに関して受け取らなかつたら寄附行為になるとか、そういうふうになったらちょっと問題でるけれども、基本的に私は、なくてもいいかなと。思っています。だけどころいった環境審議会とか、様々な審議会には、必要で、皆さんも必要と思っておられますし、こういったところにはどんどん出て行って、発言するべきことはしていかなければならないと。市民の代表としてですね、市民の生活をきっちと守っていくために非常に大事なことと思っております。問題はそれと報酬とかいうのは、1回出ると5,000円とありますからその辺のところですねきっちと分別できれば、私は別にその報酬に対

してはならないし、そういう感覚でいます。だからそのところはきちっと受け取らないで、寄附行為になればまたちょっと問題になりますので、その辺がきちっとしていけば、皆さんもご判断が出来るんじゃないかと思っております。以上です。

委員長（大中 宏君） はい。今の件は議員報酬に関する条例で規定できちんとすることはできます。はい。ほかにご意見ございませんか。はい。荒山議員。

委員（荒山光広君） 大筋は、私はこれでいいと思うんですけど、今、いろんな審議会二十いくつがあるというふうに言われましたけど、それぞれに設置の条例がありますよね。その設置の条例の中に委員の立場とありますが、どういった立場で出られるかという構成があると思うんですよね。その中に市議会議員としての立場がうたってある場合とその学識経験者として議会推薦なりあるいは事務局からお願いがあってといういろんなパターンがあると思うんですよね。それを全部一括で考えるのかそれぞれの条例ごとに整理をしていくのかですね、その辺を条例ごとに整理をしないといけないんじゃないかと思います。例えば、市の職員が委員会の委員になれる委員会もあると思うんです。審議会もね。その市の職員が審議会委員として出た時の報酬がどうなのかとかですね、その辺もよくその辺の中身を見てですね整理していただきたいなというふうに思います。どっちにしても報酬を受けないという方向にしてもですね条例を少しいらわないと、対応できないんじゃないかと思いますので、その辺の個々のパターンによってですねそれぞれ違うと思いますのでその辺を、ちょっとよく整理していただきたいと思います。

委員長（大中 宏君） 私がね、前に条例関係ですね全部27以外のものについても全部条例を調べたことがあるんです。その中にはですね、議員として云々という項目があったのは、この一覧表が示されましたよね。あれの中にね、それには議員があるけど、条例の中には、はっきりそういうなのが、議員として示されていないのがほとんどであるわけです。ですから委員会の27の一覧表の中には、いわゆる議員として出る分には功労者表彰とか有線テレビ審議会、総合計画、ふるさと人材、高齢者福祉、環境審議会とか、市章選定、斎場指定、土地公社云々というのがあります。学識経験者としては、高齢保険者福祉、廃棄物減量等、勤労青少年、市営住宅とか、地域自立支援、生涯学習、秋吉台観光まつり、そういうのがありますね。この中にはですね、運用の面については、市議会議員という項目が市が何人というようなものがありますし、中には、そういうのでは、なしにただ学識経験者と

か識見を有する者、そういう形のもの、あるいは機関の代表者、そういうものがうたってはありますけど、はっきり市会議員としてうたってある条例というのは、先ほどの法令に定めるもの以外にはですねあまりありませんでした。それをもしなんならですね私の調べが完全なものかどうかはわかりませんが、よかったですら次回（発言する者あり）

委員（荒山光広君） 条例としてうたわれておる市議会議員としての立場がはっきりしておれば、今のような対応ができると思うんですが、例えば市議会議員ではあるけども議会推薦じゃなくて出てる審議会もあるんじゃないかと思うんです。例えばほんの自分が例えば、文化活動しておりながら文化活動の団体から推薦で出るとかそういういろんなパターンがあると思うんで、そのへんをどうするかということ整理していただきたいということなんですよね。だから、立場が違っててもそこに出ておれば議員に間違い無いんですけどもそういった場合も辞退するのかですね。その辺のことをはっきりしておかないと、いけないのかなと思うんです。

（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） 中の条例改正は、皆さんと検討していきたいと思いますが、先ほど言いました報酬の5,000円これについてですね、ある程度どういうふうにするかという皆さん方ご意見伺いたいですが、いや出ないとか、一般の委員に合わせてもらうとか。いろいろあると思うんですけど。これについていかがですか。中身をみてやりますか。（発言する者あり）今度の委員会にですね。旅費日当の2の項とそれから兼職となる委員会等の就任についての資料をですね再度お示しをして結論とまでいかないかもわかりませんが、できるだけまとめていければと思います。（発言する者あり）国民保険審議会は、議員から必ず出なきゃならないよう法で決められてますんで。国民健康保険運営協議会委員というのはですね、公益を代表する委員で一応、法の中でそういうような形が定められております。はい。公益を代表する委員というのは、議員のうちから選挙するというふうな形に一応なってますんで。これは、国民健康保険運営協議会になかなか出ても実際わかりませんがね。いわゆる法で定めてあるもの以外のものに（発言する者あり）次回詳しい資料をつけて、次回の議運までに各会派で話しおうてもらって。もう一遍会派でしっかり（発言する者あり）それじゃそういうことで次回にまでに会派でしっかり話し合っただけでいいと思います。資料についてはですね、きょうは渡す

ことができないとは思いますが、26日の最終日までには資料間に合わせるように、資料なくしておられる方もありますので。再度、きちんとまとめたものを事務局のほうで用意させていただきます。それから最後にその他の項で皆さん方のほうからご意見がありましたらお願いします。佐々木議員、その他の項で発言があると言われましたけど。

委員（佐々木隆義君） クールビズ、今会期中は、今の姿で徹底をしてということなんですが、他の自治体等見てもネクタイというのは本当の夏というのはネクタイが一番厳しいから。本会議終って次からの会議等については、ノーネクタイということにしたらいかがじゃろうかという提案でございます。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） この件については、前回の時に議長から当面6月定例会は、このままでいくというふうに言われましたんで、それからあれでも会派で話し合いをされたところもあるかもしれませんが。去年は最後までネクタイでした。美祢市議会はネクタイをしたというので、最後までネクタイはしています。（発言する者あり）この点についていかがですか。（発言する者あり）女性の場合はちょっと決めにくいんですね。（発言する者あり）美祢市議会できちんとしたものをそろえるか。（発言する者あり）議員の常識ということになります。ノーネクタイについては皆さん異議ありませんか。（発言する者あり）この件は、委員会終了後皆さんでこの席でちょっとお話ししましょういね。本日の議会運営委員会はこれで終了したいと思います。お疲れさまでした。ご苦労様でした。

午前10時41分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年6月22日

議会運営委員長

大 中 宏